

**シアゾファミドの食品健康影響評価に関する審議結果（案）
についての御意見・情報の募集結果について**

- 1．実施期間 平成16年9月16日～平成16年10月13日
- 2．提出方法 インターネット、ファックス、郵送
- 3．提出状況 1通
- 4．コメントの概要及びそれに対する農薬専門調査会の回答

御意見・情報の概要	専門調査会の回答
<p>水中光分解試験において、光照射により光分解するという結果が得られているが、紫外線吸収を持つ物質については、光毒性の有無についても安全性の面から評価を行うべきである。</p>	<p>一般的に、医薬品・化粧品は意図的かつ積極的に皮膚等に塗布されるものですので、紫外線を特異的に吸収する成分については光毒性試験や皮膚光感作性試験が実施されています。しかしながら、農薬の食品を経由した健康影響評価においては、その使用様態からみて光毒性試験が必須であるとはされていません。</p> <p>シアゾファミドについては各種毒性試験、代謝試験及び残留試験から総合的に食品健康影響評価を行いました。特に光毒性試験が必要ではないと考えました。</p>